

コメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>○全体 証券会社、商品先物会社、為替専業等、業態の違いによりある程度の規制に違いがあっても良いのではないか。</p>	<p>金融先物取引業者は、外国為替証拠金取引等を頻繁かつ大量に行うことから、それらに係る決済を円滑かつ確実に執行するためには、当該業者が行う全ての業務に係るリスクを総体的に把握し、各種のリスクが顕在化したときにもそれに伴う損失を十分にカバーし得るだけの流動性のある自己資本を保有している必要があります。</p> <p>これは既に証券会社の自己資本規制において採用されており、基本的には、金融先物取引業者についても同等の規制を課すことが合理的であると考えていますが、本年5月より商品取引所法に基づいて商品取引員に対する純資産額規制比率が導入されたばかりであることやこれまで外国為替証拠金取引等を適正に行ってきた業者もあること等を踏まえ、激変緩和のための経過措置を講じることが適当であると考えられることから、経済産業省や農林水産省とも調整の上、平成18年12月までの間、基礎的リスク相当額の50%に相当する額を限度として、建物・土地を控除資産に含めないことができることとしたところです。</p>
<p>○全体 本規制は、健全な業者の排除及び不健全業者の生き残りにつながる懸念を持たざるを得ない。また、商品取引会社は本年5月に商品取引所法により純資産額規制比率の財務規制が課せられるようになったばかりであり、それに加えて兼業で外国為替証拠金取引をするにあたり別途財務規制を課すことの必要性は乏しい。したがって、各本業において財務規制が課せられていることを考慮し、過重な財務規制とならぬよう配慮しつつ、悪質業者を排除できるような自己資本規制比率の算定方法が策定されるべきである。</p>	
<p>○全体 当該自己資本規制では、悪質業者の排除は困難であり、今回の規制強化は良質業者を締め出す可能性がある。また、業態の違う業種をひとくくりに規定するのは問題を残す恐れがある。</p>	
<p>○全体 「銀行・証券」及び「商品取引員」といった既に別の法律で規制されている業者といわゆる「独立系」といわれる業者を同じ枠組みにて規制することに無理があるのではないか。本来の趣旨である健全な業者を残し、それ以外を排除する」という考え方からすれば、健全な業者とは同時に安定していることが必要条件であり、不動産を含めた自己資本という考え方も重要であると指摘したい。</p>	
<p>○第3条関係（控除すべき固定資産等） 商品取引員は商品取引所法（経済産業省、農林水産省）による純資産額規制比率が適用されているが、固定資産が控除の対象となっていない。今回の府令においては、一定の猶予期間が設けられているが、合理的な調整が規制当局間で行われることが望</p>	

<p>ましいのではないか。</p>	
<p>○第3条関係（控除すべき固定資産等）</p> <p>商品取引員は、商品取引所法に基づき、農林水産大臣、経済産業大臣の許可を得て業務を行っていること、外国為替証拠金取引を兼業する場合には商品取引所法に基づき届出することになっていること、主務省は財務指標の中から「固定比率」と「投融資等比率」を除外し、固定資産保有を誘導したこと等を勘案し、固定資産を自己資本に加算していただきたい。</p>	
<p>○第2条関係（自己資本）</p> <p>コミットメントライン契約は、借入契約に強制力を持たせており、現金同等物とみなしえるものである。このため、補完的項目として金融機関と締結したコミットメントライン契約極度額を固定化されていない自己資本に計上することを認めるべきである。</p>	<p>コミットメントライン契約については、その契約内容が区々であることから、どのようなものまで自己資本に算入することが適当であるか等について、今後さらに検討したいと考えています。</p>
<p>○第3条関係（控除すべき固定資産等）</p> <p>第3条第1項第3号イの預託金から除くものとして、金融先物取引法第91条に基づく管理方法の「信託業務を営む金融機関への金銭信託」を行う場合についても同様に扱うべきではないか。</p>	<p>金融先物取引法上の金銭信託は、経理上、「預託金」勘定では計上されることはないと考えているため、本条の対象としておりませんが、当該金銭信託を「預託金」勘定で計上している場合には計算上、同様に扱って差し支えないと考えます。</p>
<p>○第10条関係（外国為替リスク相当額）、第17条関係（取引先リスク相当額）</p> <p>第10条及び第17条における各通貨の円建て金額は、顧客の約定価格をもとにした約定金額か、それともベース・カレンシーの合計金額を例えばNYK引値で円換算したものか。</p>	<p>市場リスク等を算出する際に使用する想定元本の円建て金額は、合理的な基準に基づいて継続的に使用しているレートにより算出することが必要です。</p>
<p>○第11条関係（コモディティ・リスク相当額）</p> <p>第11条のコモディティ・リスク相当額の計算において、店頭商品先物取引のヘッジ取引として行っている取引を当該リスクから除外するよう明記願いたい。</p>	<p>コモディティ・リスクの算定については、第11条第1項により、標準的な測定単位で表示された各コモディティ等のネット・ポジションを円換算した上で、第2項により対当額を相殺することも出来ます。</p>
<p>○第11条関係（コモディティ・リスク相当額）</p> <p>第11条において、商品先物取引を「取引所取引であり、クリアリングハウスのある場合」、「取引所取引であるが、クリアリングハウスのない取引」、「取引所取引でない相対取引」と区別し、我が国の商品先物取引は、「クリアリングハウスを備えた取</p>	<p>取引所取引であるか否か、又は、クリアリングハウスがあるか否かにかかわらず、ポジションを保有している場合には、価格の変動により発生し得る危険は存在していることから、市場リスクを算定する必要があります。</p>

<p>引所取引」であると定義し、リスク度合いを認識することが妥当と考える。</p>	
<p>○第 11 条関係（コモディティ・リスク相当額） コモディティ・リスク相当額の計算においては、ネット・ポジションの 15%、グロス・ポジションの 3%はリスクとして過大に評価しすぎている。特に商品取引員のポジションは銀行等金融機関と異なり、ポジション保有期間は比較的短期間であり、ポジション維持の追加証拠金は 4%相当であるので、各々 5%、1%にすることが適当である。</p>	<p>コモディティ・リスクの算定方法については、商品取引所法に基づく純資産額規制や証券会社の自己資本規制において採用されているものと同じの考え方を採用しており、合理的なものと考えています。</p>
<p>○第 11 条関係（コモディティ・リスク相当額） コモディティ・リスクは実情からみて高率である。本府令の改正の際には、適正なリスク・ウェイトに見直していただきたい。</p>	
<p>○第 10 条関係（外国為替リスク相当額）、第 17 条関係（取引先リスク相当額） 市場リスク、取引先リスクの算定に関して、店頭先物取引により一般顧客との取引及びカバー先との取引を行っているが、一般顧客との取引は保証金を担保としているのでリスクはなく、カバー先との取引のみ算出すべきと考えるが如何か。</p>	<p>外国為替取引は、第 10 条により市場リスクである外国為替リスク相当額を、第 17 条により取引先リスク相当額を算出することになります。外国為替リスク相当額の算定の際には、一般顧客との取引及びカバー先との取引がショートとロングの関係であればネットすることができ、ゼロとなればリスク相当額はありません。取引先リスク相当額の算定については、別表第 14 又は別表第 17 により計算することになりますが、与信相当額から顧客より受入れた担保金を控除することができ、その結果、プラスの値にならないければ取引先リスクはゼロとなります。ただし、値がプラスになった場合や顧客に対する「未収入金」、「未収収益」及び「顧客への立替金」等の資産が発生している場合には、別途、別表第 15 によりリスク計算が必要となります。</p>
<p>○第 17 条関係（取引先リスク相当額） 第 17 条第 3 項は顧客より受入れた担保金は与信相当額から控除することができるとしており、担保を受入れている限り、顧客に対する取引先リスクはゼロとなると考えて良いか。</p>	
<p>○第 10 条関係（外国為替リスク相当額）、第 17 条関係（取引先リスク相当額） 第 10 条及び第 17 条における各通貨のネット・ポジションの額の算出は、算出時の各通貨のネット・ポジションに各通貨に標準レートを掛けることにより算出して良いのか。</p>	<p>市場リスク等の算出に当たっては各通貨毎にネット・ポジションを算出し、これに標準レートを乗じて算出することになります。</p>
<p>○第 17 条関係（取引先リスク相当額） 別表第 14 の「正の値をとる再構築コスト」とは、全部の未決済ポジションのうち、評価益がでている</p>	<p>正の値をとる再構築コストとは、契約価額と当該価額の時価額との差額であって、別の取引先と同じ内容の契約をしたと仮定したときに新たに負</p>

取引のみを合計したものと考えて良いか。	担すべき額をいいます。なお、別表第 14 において
<p>○第 17 条関係（取引先リスク相当額）</p> <p>別表第 15 の備考 7 の「再構築コスト」は、大まかには「約定総代金」を基準とした上で、商品通貨を時価により建値通貨換算した額と建値通貨の約定総代金との大小関係でコスト算定するものと推定されるが、この場合に現在価値への割引に関する規定、当該割引を省略できる規定が明確ではないが如何か。</p>	与信相当額を算定する際には、取引者毎に行う必要があります。
<p>○第 17 条関係（取引先リスク相当額）</p> <p>法的ネットティング契約がある場合の与信相当額算出で使われる「ネットの再構築コスト」と「グロスの再構築コスト」の定義を教えてください。</p>	「グロスの再構築コスト」とは、法的ネットティング契約がある場合にネット計算する前のコストの合計であり、「ネットの再構築コスト」とは、ネット計算後のコストの合計です。
<p>○第 17 条関係（取引先リスク相当額）</p> <p>別表第 18 の取引先の区分について、海外のカバー先が C F T C（米国商品先物取引委員会）や N F A（全米先物協会）といった協会等に登録されていても、一般顧客と同等の 25% という高いリスク・ウェイトが掛けられてしまうことになるが、外国為替取引は O T C 取引が中心であり、その参加メンバーも金融機関に限定されないという点で証券取引とは市場形態等が大きく異なっている。したがって、証券会社に対する同等の規定を課すことは無理があり、上記協会等へ登録している取引先を対象とした区分を新設することを提案する。</p>	別表第 18 における「金融機関等」に該当するかどうかは、指定国の金融機関であって、監督当局による自己資本規制の適用を受けたものを対象に、指定格付の有無をもって判断し、区分することになっています。上記以外の法人についても、指定格付の有無をもって区分しています。なお、今後、内部格付手法等をベースに更に細分化する方向で検討することを考えています。
<p>○第 17 条関係（取引先リスク相当額）</p> <p>別表第 18 の取引先の区分について、一般の事業会社であるのか米国の C F T C の管理下にある会社であるのかといった細分化された分類も必要でないか。</p>	
<p>○第 13 条関係（内部管理モデル方式の承認）</p> <p>証券会社として、証券取引法第 34 条第 2 項の規定により金融先物取引業を兼業していて、かつ、既に証券会社の自己資本規制に関する内閣府令第 13 条の規定により内部管理モデル方式を用いることの承認を得ている場合において、再び、金融先物取引業者の自己資本規制に関する内閣府令に基づく承認の手続きを行うことによる手続きの二重化を避けていただきたい。また、本条以外の手続きにつ</p>	御指摘を踏まえ、附則において、証券会社の自己資本規制に関する内閣府令第 13 条の規定により内部管理モデル方式を用いることの承認を得ている場合は、金融先物取引業者の自己資本規制に関する内閣府令に基づく承認を得たとみなす経過措置を設けます。なお、第 2 条に規定する長期劣後債務及び短期劣後債務の期限前弁済等の承認並びに第 9 条に規定する金利感応度の分析の承認についても同様の経過措置を設けます。

<p>いても、二重化にならないようにしていただきたい。</p>	
<p>○第 20 条関係（公衆の縦覧） 証券会社として、証券取引法第 34 条第 2 項の規定により金融先物取引業を兼業する場合において、金融先物法第 82 条第 3 項の規定の書面は、証券取引法第 52 条第 3 項の書面と兼用した書面として作成しても良いか。</p>	<p>そのような理解で結構です。</p>
<p>○第 17 条関係（取引先リスク相当額） スポットレートを用い、T+2 で受渡を行う店頭金融先物取引において、別表第 14、別表 17 及び別表 18 の備考 6 にある「期間」又は「契約期間」は、T+2 すなわち最大 2 営業日と解すべきでありその旨明らかにしていただきたい。</p>	<p>別表第 14、別表第 17 又は別表 18 の備考 6 にある「期間」又は「契約期間」は、個々の契約実態により判断すべきと考えます。</p>
<p>○第 17 条関係（取引先リスク相当額） 外国為替証拠金取引の契約に際し、契約期間については、ロールオーバーすることとしている場合、期間はどのように適用すべきか（会社の契約期間の平均値により算出すべきか。）。</p>	
<p>○第 17 条関係（取引先リスク相当額） 別表第 18 の備考 6 は、約定日から決済日までを 2 営業日とするスポット期間の外国為替証拠金取引の取引先リスクは結果として計上しなくて良いということか。</p>	
<p>○第 17 条関係（取引先リスク相当額） 別表第 15 において、外貨で保有している資産の与信相当額算出の基礎となる帳簿価格とは取得原価であるのか、あるいは時価であるのか。時価であるとすれば、時価の採取基準はどのようなものか。</p>	<p>自己資本規制比率の計算日における適正なレートで換算した価格です。</p>
<p>○第 17 条関係（取引先リスク相当額） 別表第 18 の備考 6 にある 14 日以内に、取引先と締結した先物外国為替取引が不履行になる可能性と差入保証金を引出ことができなくなる可能性を考えると、14 日以内に返還することが約されている短期差入証拠金についてもリスク・ウェイトを 0% にしても良いのではないか。</p>	<p>先物外国為替取引等については、契約期間が 14 日以内の場合には、国際ルールとの整合性を考慮し、リスク・ウェイトは 0% を適用できることとしています。短期差入証拠金については現に取引先に差入れているものであり、即日、未返還のリスクが発生していることより、取引先リスクを認識する必要があると考えます。</p>
<p>○第 17 条関係（取引先リスク相当額） 外貨による差入証拠金がある場合については、市場リスク相当額を加算して帳簿価格を算定する必</p>	<p>自己資本規制比率の計算日における適正なレートで換算した価格をもって、取引先リスクの算定を行う必要があります。</p>

要はないか。	
○第 17 条関係（取引先リスク相当額） 第 17 条第 3 項に担保金等の預託を受けている場合は、その時価額を与信相当額から控除できるが、これが指定金融機関等からの「保証」である場合には控除できるか。	控除することはできません。保証については、その契約内容が区々であることから、どのようなもので担保金等と同等に扱うことが適当か等について、今後さらに検討したいと考えています。
○第 17 条関係（取引先リスク相当額） 別表第 15 の備考 11 に取引先リスクの算定対象資産から除かれるものとして、「金融先物取引法施行規則～規定する信託」等が規定されているが、カバー先に差入れている短期差入保証金について、カバー先が上記信託を行っている場合には取引先リスクを計上しなくても良いのか。	別表第 15 の備考 11 に掲げているものは、顧客から預託を受けている金銭を分別して信託しているため、金先業者の取引先リスクとして認識する必要はないと考えています。一方、金融先物取引業者が取引先に差入れている短期差入保証金については、原則として、取引先リスクを算定する必要があります。
○第 19 条関係（届出） 別紙様式第一の 3 の表中、「その他の通貨」について、各通貨別に分別する必要があると考えるがこの理解で良いか。また、日本円につき独立した一行を設定する必要はないか。例えば日本円を対価とする先物為替契約で確定損失が生じた場合、資本の毀損要因として計上する必要があると考える。	各通貨別に計測し、その合計結果を記入することになります。また、円換算で確定損失が生じている場合についても、外貨の先物ロングとショートでネットがゼロとなれば、為替リスク相当額はゼロとなりますが、各社が時価会計に基づき適切に損益を計上していることが前提と考えます。
○第 19 条関係（届出） 別紙様式第一の 4 の表中、「(契約) 残高」は何を指すのか。	「(契約) 残高」とは、ポジション高を指しています。
○附則第 2 条関係（控除すべき固定資産等に関する経過措置） 控除すべき固定資産等に関する特例があるが、賃貸で営業している業者は、敷金が資産として計上されているが、これについての特例がないように見受けられるが不公平ではないか。	土地及び建物については、資金が必要となった場合に売却や担保に供することにより流動化（資金化）することができますが、敷金は流動化することが困難であると考えられることから特例の対象とすることは考えていません。
○附則第 2 条関係（控除すべき固定資産等に関する経過措置） 控除すべき固定資産等に関する経過措置は、証券会社の自己資本規制に関する内閣府令において規定がないが、証券会社も適用されるのか。	証券会社の自己資本規制に関する内閣府令については、経過措置を設けていないため適用されません。
○証券会社の自己資本規制に関する内閣府令第 17 条関係（取引先リスク相当額） 証券会社の自己資本規制に関する内閣府令別表第 15 備考 6 の「短期差入保証金」に括弧書きが加わっているが、単に定義の明確化を図っただけであ	そのような理解で結構です。

り、現在の定義範囲の変更はないと理解して良いか。	
--------------------------	--